

## 公共図書館の蔵書構築と共同保存事業

——各館書庫からの除籍をどのように進めていくか？

堀 渡\*

公共図書館で資料請求に応える予約サービスは、各館の蔵書蓄積と円滑な図書館間相互貸借がそれを支えている。現在、全国の県立図書館には県内蔵書を一括検索できる横断検索サイトが整備され、他館の所蔵調査が容易になっている。

書庫の有限性からどの館でも除籍を日常化していかざるを得ない。除籍か保存かの判断に、他館蔵書を調べ、地域内の希少資料は互いに残し、提供のためタイトル維持を図る考えがある。県内の希少タイトルを集約し残そうとする幾つかの県立図書館の実践に注目したい。

東京都多摩地域には市町村立図書館の中にそれをすすめる提案があり、支援するNPO法人の活動がある。NPO法人が研究してきた共同保存図書館の意義と可能性について。

キーワード：公共図書館、資料保存、除籍、書庫、共同保存、予約、相互協力、県立図書館、NPO

### 1. 第二ステージの「戦後」公共図書館

#### 1.1 振興期とは違う状況の中で

日本の公共図書館は戦後、目覚ましく発展した。日本図書館協会が毎年発行する『日本の図書館』によれば、1965年度には図書館数773館、蔵書数2168万冊、年間受入図書冊数128万冊だったが、2014年度には3246館、4億2383万冊、1728万冊となっている。個人貸出数は876万冊から、(視聴覚資料を含めるが)6億9528万点に増加している(注：受入図書数、貸出数は前年度の数)。事業として定着しているのは間違いない。

公共図書館の大半を成す公立図書館は地方公共団体(地方自治体)が設置する。公共図書館を扱う法律「図書館法」(1950年施行)において、地方公共団体に図書館を設置する義務があるとの趣旨は書かれず、上位法と言われる「社会教育法」第3条(国及び地方自治体の任務)に、「……社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、……努めなければならない」と書かれているのみ。同法第9条(図書館及び博物館)で「図書館及び博物館は、社会教育のための機関」とはあるが、具体的な図書館設置・運営は、地方公共団体の自主判断による政策と言わねばならない。

戦後復興の時期には、公共図書館をいかに広めていくか、次いでようやく設置・運営が動き出した時期には、いかに図書館を定着させるかは大きな課題だった。それは当時様々に論じられた。しかし冒頭に述べたような現在(地域格差は大きいとはいえ)、公共図書館の現場には、振興期とは明らかに違う状況と課題がある。表立って議論されていないことも多い。ここでは、蔵書構築・資料提供という図書館の基本機能上の変化と課題、その解決に向けた経験と思考の一端を書いていきたい。

#### 1.2 厚みを増す資料提供

設置された公共図書館では、毎年の資料費予算の継続によって蔵書は増え、所蔵資料の発行年の幅は、開館後10年20年の間に飛躍的に広がっていく。提供出来る資料の幅が利用者の定着に繋がっていく。

日本の公共図書館で予約サービスが始まったのは1965年の東京都日野市立図書館からと言われている。全国に普及し、所蔵以外の本も受け付けるサービスへと意味も広がっていった。それは利用者に対し図書館の立ち位置を変える画期的な提案だったろう。蔵書を増やしながらか資料提供を続ける中で、次第に、利用者は図書館に信頼と期待を寄せ、来館時にない本は予約するようになった。『日本の図書館』によれば、全国の予約受付件数は1995年度(この年からしか掲載がない)に920万件、2013年度では8815万件と急増している。

蔵書豊富な図書館で、開架書架をブラウジングして現物あれこれを手に取って選ぶ魅力・意義は多いにあるが、利用者は一方で具体的な資料要求を持って来館し、満たされなければ予約していく。職員は貸出中の本に予約をかける。蔵書にない本は、買えれば蔵書に加えながら提供する。買えない本や専門的(そう)な本は借りて応えようとする。

図書館にとり、未所蔵本の予約を受け付けるのは、ある段階までは手間のかかる作業だった。請求されたら買うか、時間をかけて他館を調べるしかない。筆者のいる東京都内の場合、1990年代中ごろまで東京都立図書館が所蔵目録を分野別の厚い冊子に作り、都内公立図書館に配布していた。ありがたい検索ツールだったが、冊数が多く年を追って追加も出る。それを何冊も繰って探すか、都立図書館の協力担当者に電話して調べてもらい借りた。あるいは蔵書の多い近隣図書館に見当を付けて、個別に電話した。書誌が確かだが既に絶版の古い本を依頼され、なかなか所蔵館が見つからない時には、たまたまでもどこかの館では所蔵され残されていないものと嘆息した。その途方もない感じは、年配の(元)図書館員なら共有しているだろう。

\*ほり わたる 特定非営利活動法人共同保存図書館・多摩  
〒182-0011 東京都調布市深大寺北町1-31-18  
E-Mail:depo\_tama@yahoo.co.jp (原稿受領 2015.7.1)

広域の地域全体で自治体の図書館事業がすすむ中で、予約の提供手段として相互貸借が定着する。東京都では1973年に都立中央図書館（港区）開館、1987年には都立多摩図書館（立川市）が開館。配本する都立図書館の協力車が週一回頻度で全自治体を回るのが1987年から。協力車は、都立蔵書も運ぶが、区市町村立図書館同士の蔵書も運んでくれる。「図書館法」第3条（図書館奉仕）第四号に書かれ、1950年には想定されていた「相互貸借」、＜資料提供で支えあう公共図書館＞が実態化していった。

### 1.3 相互貸借の現状

1980年代後半から2000年代初頭、十数年の幅を持ちながら大半の図書館で資料管理の電算化が普及する。各館の目録のMARC化の副産物として、都立図書館では都内各自治体の蔵書情報を収集し整理したISBN総合目録の配布と定期的な更新を始める。電算のバージョンアップの中で、各館はOPACのウェブ公開を開始する。そして、都立図書館の側は横断検索システム（現在は、統合検索と言う）を始める。これにより図書館蔵書の探索能力は（職員にも利用者にも）飛躍的に向上していく。電算化で図書館は情報管理がしやすくなり、利用者に一度に貸す冊数の上限や、受け付ける予約件数の上限の緩和が出来た。この時期、貸出冊数も受付予約件数も爆発的に増えていく。

業務はめまぐるしくなったが、未所蔵資料も都立図書館の協力貸出と区市町村立図書館の相互貸借をフル活用して遅滞なく対応することができ始める。利用者の求める資料を提供する、という図書館業務の基本で革命的な新たな次元が始まったと言えるだろう。以前から勤めていた職員そしてヘビーユーザーには、隔世の感があった。

『日本の図書館』に全国の相互貸借冊数が記載されるのは2002年度からで参照できるデータが少ないが、同年度の他図書館への貸出約172万冊。2013年度は約230万冊である。

### 1.4 保存書庫のひっ迫

蔵書が増える中で書架はきつくなり、新たな資料を入れるためには書架からの間引きが日常業務になっていく。書架本の貸出回数を調べ、発行年を確認し、類似本の有無を見て、閉架書庫に入れる。当初空いていた閉架書庫が一杯になる。複本を減らし所蔵タイトル数を維持しようとするが、＜自治体内で一冊を残す＞ことが困難になっていく。

東京都多摩地域の図書館は1970年からの美濃部都政の図書館振興政策に応じて新設された市町村が大半である。だから2000年代初頭には、ほぼ一斉に開館30年目を迎えていた。書庫がひっ迫していく状況も大半は同じ。2004年度には多摩の市町村立図書館全体で80万冊の本を受け入れ、62万冊の本を除籍した。受け入れた量とほぼ同量を毎年除籍しなければならない事態がやってきた。

現場は、何かを除籍し次の書架・書庫の空きを作らなければならない。閉架書庫に籠り、どれかを抜き、総量として空きスペースを作ろうと工夫する。だが閉架に入れた途

端、個々の利用実績は目に見えて減っている。個別の資料の動きを悪くする原因を作るのが、＜閉架入れ＞でもあった。司書が利用可能性を狭めているのではないかと恐れる。図書館の除籍の流れでは、どこでも手探りで価値がありそうな（＝貴重そうな）本を残していく。これでいいのだろうか。特に自治体で一冊も残せない事態、書庫からの除籍にはどうしたらいいのか。

しかし2000年代前半から、各図書館には（思いもしない本を含め）他自治体から頻繁に借用依頼が入ってくるようになる。それは、膨大な在庫情報に客自身がフラットにアクセスしネットで注文できるようにすることで、巨大なリアル書店の店頭売上を越していった新しい需要喚起と流通の形、ロングテール現象と同じだった。公共図書館は現物を展示できない膨大な在庫があり、しかしその在庫情報には容易にアクセスしてもらえ施設になっていた。＜閉架入れ＞は利用機会を奪い、除籍に至るほう助の行為とばかりは言えない。ネット検索者（利用者、他館の図書館員）は開架も閉架もフラットに見てくれる。

時期は多少遅れ、開館年度は（多摩地域と違い）地域内で早い遅いが混在しているかもしれないが、書庫のひっ迫と保存タイトル数維持の困難さは、どこも直面している事態だろう。全国で、図書館整備と資料提供の定着、そして書庫から蔵書が溢れる課題は既にやってきていると思う。

### 1.5 収集・保存・除籍とその後を見通す視座の必要

今でも司書の勉強では、『市民の図書館』を読み、＜自治体で図書館を始め、住民と向き合う＞ことから習う。基本とは思。創意が必要で、利用者への共感が大事な仕事だ。しかし図書館は今では＜図書館開始の時期＞とは遠く離れた局面で、違う課題に迫られているのではないかと。

自治体が施設や書庫を整えた。資料費は毎年、一定額を確保している。利用は定着し、経営的課題はあっても事業は順調だ。だが開館後それほど経たなくても＜スペース有限＞に突きあたる。古い資料にも請求はある。古い本の提供能力こそ図書館は工夫を求められるはずだ。それでも＜最後の一冊＞を維持できなければ、先に除くのはどれか、個別図書館の中で相対的に判断し、はずさざるを得ない。

開館後ある時期までは、資料を蓄積し可能性が未来に広がる全能感。それを過ぎると、丁寧に選書し（ものによっては手間をかけて入手し）データを与え保存していても、スペースの限界から除籍する。それからは繰り返しのサイクルの有限な施設と言うしかなくなる。

その時、別の視点も見えてくる。相互貸借で、あちこち探して提供出来た。同様に「お宅にしかないから」と（思いもかけない本に）借用依頼を受けた。そういう経験をどここの館も持ちあった。それならば、除籍候補と考える本が、あちこちの図書館にある本か、（請求されたらどこからも借りられない）希少な本か。そういう事があらかじめ調べられる。手間はかかるが図書館界の希少性がわかる。特に、

都立（県立）の協力車で費用負担なく配送できる同じ都内（県内）で、容易に入手できる資料かどうか（他自治体を含む、今後の利用者のために）。

蔵書データの標準化が進み、横断的な検索手段が発達し、相互貸借の物流が整備されるなら、除籍と保存の判断基準は、他自治体を含む、図書館界としての今後の提供可能性を考慮するべきではないか。

それは、資料保存と提供に関する広域のセーフティネットとも言うべきものになるはずだ。

## 2. 求められる広域の公共図書館政策

### 2.1 見えにくい都道府県立図書館の現状

広域の公共図書館政策の基礎となるのが、都道府県立図書館（以下、「県立図書館」と書く）の在り方や、「県立図書館」と市区町村立図書館の連携と考えてよいだろう。

全都道府県に「県立図書館」がある。大半が県庁所在地にあり、多くの県では県内で最も古い公立図書館だ。県内の市区町村立図書館が出来る前は、県内全域へ広域的な直接サービスも行っていた。今でも未設置地域への援助を行ないつつ、県都で来館者を迎え、大半で個人貸出しを行っている。一方で、県庁所在地には大規模な市立図書館が作られ市民サービスを行う時代になった。県立図書館と市立図書館の役割分担が問われ、県立図書館の見直しが言われている。近年、施設の老朽化や立地問題も絡み、実績ある県立図書館の廃止が幾つもの県で取りざたされ衝撃が走った。実際に2015年3月末で埼玉県立浦和図書館が廃館となった。全国の県立図書館の課題は共通しているのではないか。

『日本の図書館』では、「県立図書館」の統計はまとめて別ページにある。だが項目はほとんど市区町村立図書館と一緒に、目立つ違いは県立には「図書館等に対する貸出冊数」の項目があるだけだ（市区町村立図書館の方には、「図書館間借受数」の項目がある）。

いろいろ調べて驚いたのだが、「県立図書館」に焦点を当てた詳しい実態調査や提言類は、文科省からも日本図書館協会からも刊行されていない。私は仕方なく日本図書館協会の資料室に集まる全国の「県立図書館」の「事業要覧」類を閲覧し、事業実績を拾ってみた。冊子がない県はホームページで見た。各県立図書館が公開している実績は何を出すかがバラバラで、項目名は類似していても数字の出し方が微妙に違う。

例えば、県内図書館間を結ぶ巡回車・協力車は、何を運ぶのがはっきりとわからない県も多い。運搬冊数が掲載されている場合、それは個人予約による協力貸出の数か。地域援助的な団体配本数が含まれている数か。県立図書館の資料ばかりではなく、市町村立図書館間の相互貸借資料も乗せているか。雑誌も提供しているか。ある自治体には、月（あるいは週）何回の頻度で立ち寄るか。資料を乗せる場合、費用負担等はあるのか。

また、県立図書館の書庫面積は何平米、収容能力は何冊で、そこには例えば長期保存の古文書等ではなく、請求す

れば出してもらえる蔵書が何冊所蔵されているのか。蔵書の保存期限は永年か有期限（何年？）か。県内の市町村立図書館との資料提供や保存の協力関係は現在どのようなものになっているか。わからない。

今では全県立図書館のホームページに、「県内横断検索」の機能がある。だから現在公開中の蔵書データは見える。しかし「要覧」やホームページを見る限り、そもそも統計を発表する手法に統一的な指標が出来ていない感じがする。事業内容を編集し公表している側の関心がバラバラだ。県立図書館について、全国共通の議論はどれだけあるのだろう。

### 2.2 「県立図書館」の論じられ方

「図書館法」第2条（定義）の2には「地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい」と書かれ、県立も市町村立も一切区別されていない。同法第7条の二（設置及び運営上望ましい基準）には「文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする」とある。詳細は後で作成される「基準」に委ねる作りとなっている。

戦後復興と高度成長の中で、自治体の義務設置ではない公立図書館の振興は、文部省ではなく日本図書館協会の『中小都市における公共図書館の運営』（1963年）や、『市民の図書館』（1970年）にリードされてきた。それらの文書にも県立図書館は触れられていない。身近な「中小都市」に図書館をどう作り、どんな住民サービスをするかが焦点だった。

日本図書館協会は1987年に『公立図書館の任務と目標』を発表した。この文書で初めて、「市（区）町村立図書館」と「都道府県立図書館」が章を分けて明示された。県立図書館は、「役割と機能」「市町村立図書館の援助」「図書館資料」「相互協力」と節を分けて論じられている。

「役割と機能」の冒頭には、「大多数の住民にとって、身近にあって利用しやすいのは市町村立図書館である。従って県立図書館は市町村立図書館への援助を第一義的な機能と受け止めるべきである」と書かれた。最後の章には「都道府県の図書館振興策」が置かれた。

序文で、図書館政策特別委員会委員長の森耕一は、「第三章で提言した都道府県立図書館の「役割と機能」の内容、なかでも「市町村立図書館への援助」を重視したことについては、これまでの府県立図書館（原文ママ）の在り方ないしはその実践とは相当な隔たりを感じる向きも多いであろう。しかしながら、1970年代以降、『市民の図書館』を実効のある指針として、その路線で発展してきた市立図書館あるいは町立図書館の立場からは、ここに提起したような役割と機能が府県立図書館に切に期待されているのである」と書いている。

しかしこの『公立図書館の任務と目標』は、35年前の『中小都市における公共図書館の運営』（同様に論争を惹起する文書だった）のように、その後に影響を及ぼさなかったようである。

一方、文科省は、2001年に『公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準』を告示した。50年前の「図書館法」で、別に公表すると予告されていた名称の文書である。

### 2.3 総花的な「望ましい基準」の県立図書館像

さらに11年後の2012年、文科省は『図書館の設置及び運営上の望ましい基準』を告示した。2008年の「図書館法」改正と、前回告示以降の社会変化や新たな課題への対応のため改正を行なった、とし、私立図書館を対象に加えたので名称も変えたと説明している。

しかしそうした「社会の変化や新たな課題」を加えつつ、公立図書館の記述の骨格はほとんど変わらない。基本的記述は「市町村立図書館」の項に一体的に整理され、「県立図書館」独自の記述はとても単純である。「県立図書館」の性格付けは『公立図書館の任務と目標』のようにくっきりしていない。県内に図書館が未整備の頃から行なわれてきた各館の事業に配慮し、新たな要素は加え、総花的に盛り込んだ文書のように見える。

「域内の図書館への支援」「郷土資料及び地方行政資料の電子化」「図書館間の連絡調整」「図書館間の情報通信技術を活用した情報の円滑な流通」「図書館への資料の貸出のための円滑な搬送」「相互協力の促進」「研修」「調査研究」「市町村立図書館の求めに応じた資料保存」など、もったもなし項目が列記されている。では、それらの項目に照らして、全国の県立図書館はそれぞれどういう段階なのだろう。

2001年時点ではどれ程の達成度で、2012年にはそれがどこまで進んだのか。参照できる基礎資料がない。実態調査を経ないで新旧の『望ましい基準』は作られたのか。数値的な内容がない以上、『望ましい基準』の名称がふさわしいかも疑問だが、個々の県立図書館がどんな現状か、今後、どんな方向に向かうべきなのか。整理される必要がある。

公共図書館では利用者への資料提供に大きな実態があり、それを支える蔵書の維持に共通の課題がある。広域図書館政策について、県立図書館への要請は切実なものがあるのではないか。

### 2.4 注目すべき共同保存図書館事業

そんな中、県内の資料提供体制構築の必要性を意識し、各図書館の書庫から資料が溢れる事態に対応して、資料提供のための共同保存に市町村と連携する県立図書館がある。

県立図書館の改築時に（自館蔵書のためばかりでない）大型書庫を作り、持ち切れない市町村立図書館の（県立にない）蔵書を集め保存して、県内全体の相互協力に使う「共同保存図書館」の事業。既に、富山県立では15年、滋賀県立で10年、岡山県で8年の実績がある。

また、県内図書館蔵書の重複状況を調べて、希少なタイトルはその図書館で残し、提供のために自覚的に備え支えあおうと提唱する県立図書館。埼玉県立が毎年データ更新・提供する「埼玉版 ISBN 総合目録」。愛知県立が同様に市町村に提案している「あいちラストワンプロジェクト」。

こうした「分担保存」の実績から、持ち切れない資料を集める「共同保存図書館」が生み出されればいい。

同様のことは、他の幾つかの県立図書館でも将来構想に書かれ、内部検討が行なわれている。今後の県立図書館のあり方の柱となる事業ではないだろうか。

また東海北陸地区の6県立図書館間では、宅配便を使った「相互貸借定期便」があり、資料運搬箱を毎週運行している。これら県域内の市町村立図書館は、県立図書館を經由して、搬送費用の負担なく6県内の図書館と資料を貸借できるようになっている。こうした具体的な実践を通して、新たな県立図書館の在り方が論じられていけばいい。

## 3. NPO法人「多摩デポ」の経験から見えること

### 3.1 東京都立図書館の再編政策

1970年からの東京都の図書館振興政策で、多摩地域に大半の市町村立図書館は誕生した。その後、都立中央図書館、都立多摩図書館が誕生する。特に都立多摩図書館は発足にあたり、旧都立立川図書館の事業を引き継ぎ、市町村が保存していた雑誌バックナンバーを貰い受け、タイトルを増やし蔵書基盤を広げた。協力貸出では豊富な雑誌、新聞や参考図書も貸した。1990年代まで、東京都立図書館は全国の県立図書館のモデルだった。市町村で持てなくなった蔵書を都立図書館で受け入れ、提供資料の幅を広げる、除籍資料の「再活用」が計画されていた。

20世紀が終わりを迎える頃、東京都では（財政危機が理由と言われる）、都立小児病院の統合や「青年の家」廃止など、様々な分野でそれまで評価されてきた行政サービスの縮小が行なわれた。都立図書館では2001年、「東京都立図書館あり方検討委員会」の報告に基づき、都立図書館の再編政策が始まった。資料費縮減と書庫有限性への対応から、都立中央図書館と都立多摩図書館で重複した蔵書は持たない。重複蔵書は都立多摩図書館側で、まず2002年に約14万冊一括除籍、以降も蔵書は永年保存とせず、刊行後30年を目途に古い蔵書から順次除籍する。都立図書館が事務局となって区市町村立図書館を組織していた業務上の研究会等は廃止する、等。

都立図書館の資料費予算額は1999年度の約4億8千万円が2004年度には約1億7千万円に急落していた（10年後の2014年度には約3億2千万円まで回復しているが、「再編政策」路線は続いているように見える）。

### 3.2 多摩地域市町村立図書館と利用者の反応

この再編計画が発表されると、多摩地域の市町村立図書館と利用者からは広範な反対運動が起こった。各図書館の資料提供の基盤が損なわれる、地域を支えている都立多摩図書館の縮小は困る、蔵書の永年保存継続を求める等。市町村の教育長会などからの再考申し入れも行なわれた。

計画撤回がかなわないことが見えてくると、東京都市町村立図書館長協議会（以下、「館長会」）からは「14万冊の散逸阻止、市町村へ一括譲渡申し入れ」が都に提案された。そして独自に、対案的な「共同利用図書館」構想の発表、

市町村独自の職員担当者会・研究会活動、以後毎年度の「東京都多摩地域公立図書館大会」の開催等が始まっていく。市民運動としては「多摩地域の図書館を結び育てる会」（略称「多摩むすび」）から「特定非営利活動法人 共同保存図書館・多摩」（略称「多摩デポ」）が生まれていく。

### 3.3 「館長会」プロジェクトの提言

2006年に「館長会」の除籍資料再活用プロジェクトは『多摩地域「共同利用図書館」の設置に向けて：NPOによる共同出資事業化の提案』という報告書を発表した。多摩地域の市町村立図書館で共同保存ルールを作り、地域内の希少資料を残していつまでも提供できるように図る。それには既存の各図書館の書庫活用（つまり分担保存）だけでは限界があるから、新たに共同利用書庫を創出したい。各自自治体の拠出金の想定も含んだ提案だった。

当時は人口減による学校の廃校が相次ぎ、都の施設にしる市の施設にしる、行政内部では次の用途を探している事例の多い時期だった。この提案書もそうした施設をあてにし、経常経費の拠出のみを提案している。だが図書館の共同書庫に使うとの発想に至らずまではできず、さらに、学校の転用に限らず共同利用書庫の設置は実現していない。

現在も多摩地域の半数以上の図書館では、資料を除籍する時には他自治体の所蔵を都立図書館の統合検索で調べ、多摩地域で「最後の2冊以下」の資料は除籍せず、相互貸借を含む利用者の請求に備えてその図書館で残す、共同の努力を続けている。2014年2月からは、「館長会」の中に新たな研究プロジェクトが発足し、再検討を行なっている。

### 3.4 「多摩むすび」から「多摩デポ」へ

「多摩デポ」は、多摩地域で公立図書館の「共同保存図書館」事業の展開をめざす特定非営利活動法人（NPO法人）である。

設立母体「多摩むすび」は2002年に発足し、前年に始まった都立図書館の再編計画で、地域にある都立多摩図書館の機能が損なわれることへの異議申し立てが始まりだった。運動の展開の中で、2003年、「多摩むすび」のプロジェクトは『東京にデポジット・ライブラリーを作ろう！—多摩発・共同保存図書館基本構想—』を発表する。多摩の市町村立図書館で溢れた蔵書を集め、相互協力の活用にあてて保存し出納する図書館（デポジットライブラリー）を作ろう。多摩全体の所蔵状況を調べ、安心して使い続けられるように、そこには（汚破損のリスクも考慮し）2冊までは残そう。共同運用する施設を図書館と住民の力で作ろう、という内容である。

都立図書館の一時的な縮小再編という事態を前に、資料提供を維持し延ばしていくためには広域連携政策が必要になっている状況とその具体的対策を書いている。

その後、館長会プロジェクトがほぼ同趣旨の「共同利用図書館」構想を発表し、NPOによる運営を提案したことから、構想を請け負えるNPO団体作りを急いだ。法人としては2008年に発足し、会員構成は公立図書館OB、現役

職員、館種の違う図書館関係者や学者、図書館に関心を持つ市民。会員は現在、正会員、賛助会員、個人・団体合わせて約140である。

結局、まだ「館長会」の「共同利用図書館」事業は動き出していないが、「多摩デポ」は「館長会」の動きを支援し、  
<広域で図書館資料を共同保存し、資料提供を支えあう仕組みを作ろう。図書館の資料提供の可能性を延ばそう>と活動している。

### 3.5 「多摩デポ」で行なってきたこと

発足以来、「共同保存図書館」に関わる啓発や研究、東京都への意見具申等を行なってきた。年3回の「多摩デポ講座」、毎年度の総会記念講演会、それらの成果として10冊を数える「多摩デポブックレット」、季刊「多摩デポ通信」等がその一端である（ホームページ参照）。

2014年秋には、「第100回全国図書館大会東京大会」で公募型分科会として「広域図書館行政と図書館再生—県立図書館を中心とした共同保存の可能性」を企画、運営した。

具体的な図書館支援として続けてきたことに「横断検索ボランティア」がある。書庫のひっ迫でどの館でも除籍は毎年何千冊かはやらねばならない業務になっている。多摩地域の各市町村立図書館で除籍候補となる資料が、他自治体では何館かで所蔵されていて、除籍しても提供可能なタイトルか、今後の提供のためには保存しておく必要があるか。「多摩デポ」に調査を依頼してくれる図書館に対して、横断検索をして希少性の調査結果を返す活動をしてきた（「多摩デポ」内部では、「共同保存図書館の準備事業」の位置づけ）。

また検索の結果、その図書館では残すことにはならない図書でも、それが全集・シリーズ（の一部）や参考図書・広い意味で郷土資料にあたるものだった場合、それを（欠本である）他の図書館に斡旋する事業を、「図書館資料の里親探し」と名付けて行なってきた。つまり地域内各図書館の基本蔵書の厚みの維持、補強を意図してきた。

### 3.6 パーチャル・デポジットライブラリー

共同運用するデポジット書庫の実現が見えない中で、各館でストックする<あまり利用は見込まれないが地域に希少な図書>が増えていく。そして除籍可能なタイトルを探す検索作業の負担が増していく。

多摩地域の市町村立図書館の全所蔵冊数は「東京都立図書館調査」から算出すると、2013年度末で約1880万冊となる。この間、言わばこの蔵書のヤマに向かい、随時、各館で除籍候補となったタイトルに希少性の面から歯止めをかけてきたわけだが、そもそもこの所蔵冊数で、多摩地域の図書館には全部で何タイトルがあるのだろう。そのうち<1冊か2冊しか所蔵されていない>希少なタイトルは何件だろう？中には地域資料など、<その図書館の貴重な基本資料>で除籍など到底考えられないものも当然含まれるだろうが、もし希少な図書を（重荷だとして）すべて持ち込むとしたら、何平米程度の保存書庫が必要だろう。いっ

そ、＜所蔵タイトルと冊数分布＞のデータベースを作れないか。

2014年秋からは、図書館蔵書検索サイトを運営する(株)カーリルと組み、「バーチャル・デポジットライブラリー」の共同研究を行ってきた。

カーリルの技術と知恵を借りて、まずは ISBN 付き図書の実態をつかもう。国立国会図書館 (NDL) と国立情報学研究所 (NII) で公開中の ISBN 付き図書の書誌を集約すると約 180 万タイトルという結果を得た。一方、2015 年当初の時点で多摩地域全図書館がウェブ上に公開している全蔵書データに順次アクセスし、この約 180 万タイトルの書誌と突き合わせた。そして、多摩地域全体では約 102 万タイトル、約 56% の図書を所蔵しているとの結果を得た。それらの各タイトルの所蔵数の一覧もつかむことが出来た。原則的には、今後は定期的に追加調査を行なって蔵書の増減を反映していけばいい。まず「館長会」に説明して、このデータをどう活かすか。現在は、得られたデータの精度の検証と、各図書館で除籍作業に使いやすい提供方法を検討している。

これはまだ ISBN 付き資料に限ったシステムで、1980 年代以前の、日本に ISBN 導入前の発行図書、最近でも ISBN の付いていない出版物には対応していない。それらについては、当面は人手による横断検索調査を強化しながら、共同研究していく継続テーマだと考えている。

この経験は他地域でも参考にしてもらえよう。

#### 4. おわりに—公共図書館のストックの可能性

図書館は利用者への、新刊時の多様で目配りの利いた収集・提供活動がストックの元となる。そのストックにこだわり生かし続ける方法を探ることで、公共図書館事業のさらなる可能性を示すことが出来るのではないか。

私たちに示唆を与えてくれる先行研究がある。大場博幸氏らのグループが 2010 年に行なった、図書館蔵書の実態調査である。2006 年上半期発行の ISBN 付き図書を全国の図書館では 4 年後にどのように所蔵しているか。長時間、Porta, Webcat Plus, そしてカーリルを使つての横断検索を続けたという。この半年の発行全点 (3 万 5159 点) の検索は、横断検索では時間がかかり過ぎて中断。4 ヶ月間かけて結果の出た 5046 点について比較検討している。

国立国会図書館は約 87% 所蔵をしていた。全大学図書館 (1234 館) は約 59% 所蔵、そして全公共図書館 (ここでは公民館図書室なども含んで 4477 館) は約 82% 所蔵していた。一館一館は大きくない (ところも多い) 公共図書館群の収集率の高さが印象的である。そして収集タイトルの傾

向としては、大学図書館の蔵書は国立国会図書館の蔵書と重なるが、公共図書館の蔵書には国立国会図書館未所蔵のものが多く見られたという (国立国会図書館の所蔵率の低さも印象的なのだが)。

ある年の半年だけでは蔵書傾向その他を読むには早い、試行と呼ぶべき調査ではあるだろう。しかし私は、全国約 3200 ヶ所に資料収集拠点 (=現在の公共図書館数) があり、限界はありつつもそれぞれの地域で、自覚的に資料収集しデータ付与、蔵書構築、保存を続けている公共図書館の日常活動の延長にあるものの可能性を感じている (ISBN の付かない古い・あるいはマイナーな出版物まで同定、調査が出来たらどんな結果となるだろう?)。

その意義は、＜希少タイトル＞を確実に保存する広域的な共同保存が全国で行なわれる、次の公共図書館の夢へと繋がっている。

#### 参 考 文 献

- 1) 堀渡. 「多摩デポ」が考えてきたこと—図書館の書庫から資料が溢れるその先へ—. みんなの図書館. 2015 年 3 月号 (通巻 455 号), p.6-12.
- 2) 広域図書館行政と図書館再生—県立図書館を中心とした共同保存の可能性— (第 111 分科会). 第 100 回全国図書館大会東京大会記録, p.230-235. 第 100 回全国図書館大会組織委員会. 2015.3.
- 3) 広域図書館行政と図書館再生—県立図書館を中心とした共同保存の可能性— (第 111 分科会). 第 100 回全国図書館大会東京大会要綱, p.339-355. 第 100 回全国図書館大会組織委員会. 2014.10.
- 4) 吉本龍司. ビッグデータで見えてくる多摩地域図書館—多摩地域の図書館の蔵書データを斬新な方法で有効活用します— . 出版ニュース. 2015 年 7 月上旬号 (通巻 2382 号), p.4-9.
- 5) 多摩地域の図書館をむすび育てる会. 東京にデポジットライブラリーを—多摩発, 共同保存図書館基本構想—. ポット出版. 2003.12.
- 6) 東京都市町村立図書館長協議会除籍資料再活用プロジェクト. 多摩地域「共同利用図書館」の設置に向けて: NPO による共同出資事業化の提案. 2006.2.
- 7) 東京都市町村立図書館長協議会. 多摩地域における共同利用図書館検討調査報告書. 2008.3.
- 8) 都立図書館あり方検討委員会 (東京都教育庁生涯学習部社会教育課). 今後の都立図書館のあり方—社会経済の変化に対応した新たな都民サービスの向上を目指して—. 2002.1.
- 9) 武内洋介. 6 県もありゃ、さすがにどこかにないですかね?—東海北陸地区の相互貸借定期便の紹介—. としょかん. 2014 年 5 月 15 日号 (通巻 129 号), p11-12.
- 10) 大場博幸. 図書館はどんな本を所蔵しているか?—図書館の実態を数字で把握する—. ず・ぼん. 19 号, p32-51.2014.4.
- 11) 大場博幸ほか. 図書館はどのような本を所蔵しているか: 2006 年上半期総刊行書籍を対象とした包括的所蔵調査. 日本図書館情報学会誌 Vol.58. No.3, p139-153. 2012.9.
- 12) 特定非営利活動法人共同保存図書館・多摩: ホームページ. 平成 27 年 7 月 20 日 [accessed 2015-07-20] (参照日) <http://www.tamadepo.org/>

**Special feature:** The current state of collection development. Constructing holding of the public libraries and a cooperative preservation. Wataru HORI (Tama Deposit Library, 1-31-18 Jindaijikitamati, Cyouhu, Tokyo 182-0011, Japan)

**Abstract:** Reservation service of the public library, are supported in this and smooth interlibrary cooperation

accumulated. Prefectural Library of Japan has a cross-search site, it will be easier to search for public libraries in the prefecture. Since the capacity of the archive there is a limit, and expulsion forced to routinely books in any library. Check the Fine other libraries, there is a thought that Leave unusual title is certainly on the region. We want to pay attention to the movement of the new prefectural library to try to make a joint storage system in the prefecture. The Tama area of Tokyo, there is a movement to try to make it in the alliance of the city library, there is the NPO activities to support it.

**Keywords:** public library / preservation and conservation / withdrawal / stacks / cooperative preservation / reservation / library cooperation / prefectural library / NPO